# 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例 の一部改正(素案)について」に対するパブリックコメントの結果

### 〇 パブリックコメントの意見募集結果

### (1) 意見の募集期間

令和4年(2022年)4月22日(金)~令和4年(2022年)5月23日(月)

### (2) 意見の募集結果

### ア 意見数

| 区 分 | 提出者     | 意 見 数 |
|-----|---------|-------|
| 個 人 | 5 人     | 7件    |
| 団体  | 11 団体   | 23 件  |
| 合 計 | 16 人・団体 | 30 件  |

### イ 意見に対する道の考え方

| 区 分                             | 意見数  |
|---------------------------------|------|
| A 意見を受けて案を修正したもの                | 0件   |
| B 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの            | 5件   |
| C 案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの | 23 件 |
| D 案に取り入れなかったもの                  | 0件   |
| E 案の内容についての質問等                  | 0件   |
| - その他の意見                        | 2件   |
| 合 計                             | 30件  |

## 「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例 の一部改正(素案)について」の意見募集結果

#### 【用語の略称】

「GM」…遺伝子組換え

「カルタヘナ法」…遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 「本条例」…北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例

「隔離ほ場」…カルタへナ法関連通知に定める部外者の立入りを防止するなどの要件を満たしたほ場 「飼料安全法」…飼料の安全及び品質の改善に関する法律

### 意見の概要

## ・ 食用・飼料用以外とすれば、花きに限らー・ 遺伝子組換え作物は、カルタヘナ法に基 ず、ほかの作物でも食用等に供さなければ 栽培が可能となり、条例で規定するGM作 物の処理や収穫物の流通などの遵守事項が 守られるか不安。

- 今回の改正は北海道の環境への遺伝子組 換え作物による汚染に繋がることから改正・ すべきではない。
- 「食用又は飼料用」以外であっても、組 換えによる産物の飛散交雑により、自然生 態系に影響を与える可能性があるものにつ いては、適用のままでお願いしたい。
- これまで北海道における遺伝子組換え作 物による交雑等のリスクは条例によって排 除されてきたのではないか。食用でなけれ ば栽培可能ということであれば、栽培段階 における交雑等のリスクがあるのではない か。
- ・ 自然界の交雑は予期せぬことが起こりう るため、表記条例は食品に関わるものだけ でなくすべての作物の交雑を避けるもので あるべき。

(ほか7件)

#### 意見に対する道の考え方※

- づき、生物多様性影響評価検討会(農作物 分科会、総合検討会)の審査により、競合 による優位性や有害物質の産生性、交雑性 などを確認し、生態系への影響がないもの が承認され、栽培が可能となります。
- こうした中、本条例は、遺伝子組換え作 物の栽培そのものを否定するものではな く、一般作物との交雑や混入を防止するた めのルールを定めることにより、生産上及 び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝 子組換え作物の開発等に係る産業活動と一 般作物に係る農業生産活動との調整を図 り、もって道民の健康の保護及び本道の産 業の振興に寄与することを目的としており ます。
- 条例改正後の適用対象は、カルタヘナ法 第4条第1項の承認を受けた第一種使用規 定により食用又は飼料用に供するために栽 培する遺伝子組換え作物となります。全て の花きが改正案において対象外となるわけ ではなく、食用に供する場合は、カルタへ ナ法の承認及び食品衛生法や飼料安全法に 基づく安全性審査を受けることが必要であ り、改正後においても、本条例の対象とな りますので、本条例の目的を達することが できると考えております。

С

- ・ 改正までの期間が短く、十分な議論が行われないまま拙速に進められることは遺憾である。消費者の安全を確保するとともに、 生産・栽培事業者の意見を聞くなど慎重な議論が必要ではないか。
- ・ 条例の一部改正に反対。条例は、食の安全・安心を求める道民の期待に応えた優れた条例と評価。今回の条例改正は、GM技術で開発した青いコチョウランなどの観賞用作物を道内で流通させることだけが目的としか思えない。

(ほか5件)

- カルタヘナ法第4条第1項の承認を受け た第一種使用規定により観賞の用に供する ために栽培する遺伝子組換えのファレノプ シス(コチョウラン)が、まもなく、鉢植 え花という国内ではこれまでになかった形 で流通をし、広く道内の一般家庭などでも 栽培される可能性があり、現在の本条例で は、このファレノプシス(コチョウラン) を家庭で観賞用に栽培しようとする場合に おいても、近隣住民などへの説明会の開催 や、手数料 32 万 5,500 円を添えて知事へ申 請を行い、許可を受けることが必要です。 こうしたケースについて、全ての手続きを 道民の皆様に求めることは現実的ではな く、また、全ての栽培状況を道が把握し、 所要の措置を取る仕組みを整えることは困 難であると考えております。
- また、今後、このファレノプシス(コチョウラン)のみならず、(食用又は飼料用に供さない)観賞用の遺伝子組換え作物の増加が想定され、本条例で定める手続等を経ずに観賞用の遺伝子組換え作物が栽培された場合、食用や飼料用の作物に対する栽培ルールの徹底が困難となり、産業活動と一般作物の農業生産活動との調整を図るという本条例本来の目的が果たせなくなるおそれがあることから、北海道食の安全・安心条例に定める有識者などで構成する

「北海道食の安全・安心委員会」や関係団体との意見交換、さらには、本パブリックコメントでのご意見等を踏まえながら、北海道議会での議論を経て、本年6月に開催予定の第2回定例会において改正を目指しているものです。

・ 道としては、今回の改正によって、本 条例の適用対象を「食用若しくは飼料用に 供するための栽培又は隔離ほ場における栽 培」と、明確にすることにより、本条例の 最も重要な趣旨である、食の安全・安心を 守るとともに、消費者から信頼される安全 で安心な食品の生産及び供給に取り組むこ とができると考えております。

С

- ・ SDGsをはじめ環境問題への関心が高まる中で、自然が豊富で、観光業においても、そこが一つのPRポイントである北海道内で、こうした議論が進められることは、マイナスのイメージにつながる。環境、植物の影響だけでなく、北海道のイメージ、世論等、あらゆることへの影響を検証しながら時間をかけ、慎重に議論が進められることを願う。
  - ・ 遺伝子組換え作物は、カルタへナ法に基づき、生物多様性影響評価検討会(農作物分科会、総合検討会)の審査により、競合による優位性や有害物質の産生性、交雑性などを確認し、生態系への影響がないものが承認され、栽培が可能となります。
  - こうした中、本条例は、遺伝子組換え作物の開放系における栽培そのものを否定するものではなく、一般作物との交雑や混入を防止するためのルールを定めることにより、生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図り、もって道民の健康の保護及び本道の産業の振興に寄与することを目的としております。
  - ・ また、本条例は、おおむね5年ごとに、 有識者等で構成する「北海道食の安全・安 心委員会」において、施行状況の点検・検 証を行うこととしております。
  - ・ 観光への影響につきましては、いただい たご意見を関係部局と共有し、今後の施策 等の参考とさせていただきます。

- ・ 花きにおいては菜の花など食用となる花 もあり、花を全て観賞用ととらえることは 除外対象が秩序なく広がる恐れがある。品 目や品種を限定し、安全対策の徹底を図る ことが必要ではないか。
- ・ ユリのように花は観賞に供し、根は食料となる作物もある。観賞用と称し将来、どのようなGM作物が開発されるかも予見できない。
- 条例改正後、全ての花きが対象外となる わけではなく、食用又は飼料用に供する場合は、本条例の対象となります。

С

- ・ 観賞用作物についての遺伝子組換え栽培 技術は日進月歩の中にあって、その技術に よる新たな品種や改良種が需要拡大・生産 拡大の引き金となり、生産者の増加に繋が る事を切に期待。技術の進歩は安全性も確 保していると聞いている。条例の改正が速 やかに行われる事を希望。
- ・ 条例は道民の健康の保護と消費者に信頼 される安全で安心な食品づくりを目指す条 例で、花のような食用に供さない観賞用に 用いる作物は条例の適用対象外に賛同。

(ほか1件)

・ 本条例の目的は第1条に規定していると おり、遺伝子組換え作物と一般作物との交 雑及び遺伝子組換え作物の一般作物への混 入を防止し、遺伝子組換え作物の開放系で の栽培に起因する生産上及び流通上の混乱 を防止するとともに、遺伝子組換え作物の 開発等に係る産業活動と一般作物に係る農 業生産活動との調整を図り、もって現在及 び将来の道民の健康を保護するとともに、 本道における産業の振興に寄与するもので あり、引き続き、本条例の目的に沿って対 応してまいります。

В

- ・ 「食用又は飼料用」の該当範囲について、 直接は勿論、間接的に供するために栽培さ れるものも含めてお願いしたい。
- ・ (「間接的に供するために栽培されるもの」がどのようなものか具体的に記載されていませんが、)当該作物において、カルタへナ法第4条第1項の承認を受けた第一種使用規定に食用又は飼料用に供するための栽培であることが記載されておらず、食品衛生法や飼料安全法に基づく安全性審査を受けずに食用又は飼料用に供された場合は、法律違反となります。

В

一部でも認めてしまうと、今後なし崩しし 的に簡単に認めてしまいかねない。

(ほか1件)

道としては、今回の改正によって、本条 例の適用対象を「食用若しくは飼料用に供す るための栽培又は隔離ほ場における栽培」 と、明確にすることにより、本条例の最も重 要な趣旨である、食の安全・安心を守るとと もに、消費者から信頼される安全で安心な食 品の生産及び供給に取り組むことができる と考えております。

С

- 北海道のGM条例は日本の食料基地とし・道としては、改正により、本条例の最も ての北海道を守る誇るべき条例。北海道の 食の安全・安心を守り、ひいては日本の食 の安全・安心を守り続けよう。
  - 重要な趣旨である、消費者から信頼される 安全で安心な食品の生産及び供給に取り組 んでまいります。

В

- GMの食物を一定期間食べさせるという |・ 遺伝子組換え食品については、食品衛生 ラットの実験のドキュメンタリー映画を以 前観て、怖いと思った。
  - 法に基づく安全性審査を受けたものだけ が、流通する仕組みとなっています。